



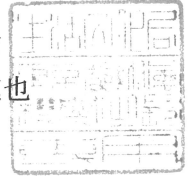
平成30年8月23日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条第2項の
規定に基づく諮問について（答申）

平成30年7月9日付30会管総第568号により、当審議会に対して諮問された「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会は、「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなりスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 当該事務における法定調書の提出に係る委託業務は、職員による常時監視の下、入退室管理措置が講じられたOA室内で実施することとされており、また、作業環境の制限、データの授受方法の精査、同室内への私物持込み禁止といった的確なりスク分析に基づく委託先への措置が予定され、安全管理措置について、委託先への管理監督は適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務における個人番号の収集・管理に係る委託業務に関し、特定個人情報の取扱いは、生体認証による入退室管理措置等が講じられた作業区域内で実施することとされており、また、特定個人情報に係る搬送状況の管理や搬送器の施錠管理、保管・消去等、安全管理措置について、委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (3) 当該事務については、多数の受給者に係る個人番号を適切に収集・管理するとともに、短期間で集中的に法定調書を作成・提出すること

が求められるという性質上、委託及び再委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものである。

委託及び再委託については、「東京都特定個人情報の保護に関する条例」（平成 27 年東京都条例第 141 号）において、委託元である東京都（以下「都」という。）は、委託先が再委託を行う場合に、番号法に基づき都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が、委託先及び再委託先においても講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならないこととされている。委託先や再委託先に対し、都が報告の求めや実地調査等の措置を適時・適切に実施することにより、今後も引き続き、厳格な管理監督に努めること。

2 特定個人情報の持ち出し等について

- (1) 特定個人情報の外部記録媒体による出力については、出力可能な端末を限定し、承認手続を経た上で、認証機能付きの外部記録媒体を用いて職員が行うこととされ、適正な管理が行われている。
- (2) 特定個人情報ファイルのバックアップ等が記録された外部記録媒体については、職員が施錠保管することとされ、適正な管理が行われている。
- (3) 外部記録媒体の保管やデータ消去等が適切に行われるよう、今後も引き続き、その厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該システムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、システム改修や組織改正等に伴うアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成30年7月9日	諮問
平成30年7月12日 から同月13日まで	本評価書案概要説明・審議 (第32回特定個人情報保護評価部会)
平成30年7月30日	審議(第33回特定個人情報保護評価部会)
平成30年8月23日	「職員以外の法定調書提出事務(個人番号関係事務)に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏